

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項に該当するものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の目的
- 2 運用許容時間
- 3 無線設備の設置場所
- 4 通信の相手方及び通信事項

[2] 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）の免許の有効期間は、 B とする。
- ③ 固定局の免許の有効期間は、 A とする。
- ④ 再免許の申請は、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、固定局にあつては免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ⑤ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、④の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	当該周波数の使用が可能な期間	3箇月以上6箇月
2	5年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	1箇月以上1年
3	2年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	3箇月以上6箇月
4	2年	当該周波数の使用が可能な期間	1箇月以上1年

[3] 「尖頭電力」、「平均電力」、「搬送波電力」及び「規格電力」の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「尖頭電力」とは、通常動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 2 「平均電力」とは、通常動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であつて、変調において用いられる平均の周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約2分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

[4] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の A に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が他の無線設備の A に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

	A	B
1	運用	4ミリワット
2	運用	4ナノワット
3	機能	4ナノワット
4	機能	4ミリワット

[5] 次の記述は、電波の強度（注）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に A のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が B 以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B
1	無線従事者	20ミリワット
2	無線従事者	10ミリワット
3	取扱者	20ミリワット
4	取扱者	10ミリワット

[6] 無線従事者の免許が与えられないことがある者に関する次の記述のうち、電波法（第42条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を有しなくなった者
- 2 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 不正な手段により免許を受けて電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に A であること。

(2) 通信を行うため B であること。

② C に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	記載されたもの	必要かつ十分なもの	①の(1)の規定
2	記載されたもの	必要最小のもの	①の規定
3	記載されたものの範囲内	必要かつ十分なもの	①の規定
4	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	①の(1)の規定

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

3 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。

4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

[9] 次の記述は、無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して A 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して A 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日）をいう。

注2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。

② 免許人は、①の規定により電波利用料を納めるときには、 B することができる。

	A	B
1	30日	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
2	30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
3	3箇月	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4	3箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

[10] 次の記述のうち、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局（登録局を除く。）の免許人に対して行うことができる処分に該当するものはどれか。電波法（第71条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を取り消す。
- 2 無線局の運用の停止を命ずる。
- 3 臨時に電波の発射の停止を命ずる。
- 4 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずる。

[11] 無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許の場合を除く。）の免許状の訂正及び再交付について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を **A** するものとする。
- ② ①の **A** があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ③ 総務大臣又は総合通信局長は、①の **A** による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- ④ 免許人は、②の規定により新たな免許状の交付を受けたときは、 **B** 旧免許状を返さなければならない。
- ⑤ 免許人は、免許状を **C** 、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- ⑥ ④の規定は、⑤の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	申請	遅滞なく	破損し、汚し
2	届出	10日以内に	破損し、汚し
3	申請	10日以内に	破損し
4	届出	遅滞なく	破損し